



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料  
**有姿除却訴訟で納税者全面勝訴！**

～課税庁は控訴断念、確定～

今月のJUSTAXのテーマは、マスコミにも大きく報じられた中部電力の有姿除却事件です。有姿除却に関しては初めての画期的勝訴判決としてご紹介します。TAINSでは、この事案が訴訟に至る前の、国税不服審判所における裁決についても開示請求を行い収録しています。国税不服審判所の判断も併せて、お読みください（平成19年1月31日東京地裁・全部取消し 確定 TAINSコード Z888-1215）（平成17年6月14日非公開裁決・棄却 TAINSコード FO-2-270）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

### 1. 事案の概要

原告は、火力発電設備について、電気事業法等に基づく廃止の手続を執った上で、有姿除却として除却損を計上し、損金の額に算入して確定申告を行ったところ、N税務署長より今後通常の方法により事業の用に供する可能性がないとは認められないとして、更正処分等を受けたため、これらの更正処分等是有姿除却等に関する法令の解釈を誤った違法なものであると主張して訴訟を提起しました。

### 2 被告の主張

法基通7-7-2に定める「有姿除却」とは、使用を廃止した固定資産につき解撤、破碎、廃棄等を行っていない場合であっても、既に固定資産としての命数なり使用価値が尽きていることが明確なものについては、その現状有姿のまま除却処理をすることができるという意味である。

原告が有姿除却の要件を満たしたと主張する火力発電設備が、極めて多数の構築物、機械装置及び備品によって構成されていることは明らかであり、本件火力発電設備については、法基通7-7-2の適用上も、それらを構成する個々の資産ごとに有姿除却の可否を判定すべきである。

本件火力発電設備を構成する個々の資産は、本件各事業年度末の時点では、いまだ固定資産としての命数なり使用価値が尽きていたとは認められず、またそのことが明確になっていたとも認められないのであるから、法基通所定の「その使用を廃止し、今後通常の方法により事業の用に供する可能性がないと認められる固定資産」に該当せず、有姿除却をすることはできないというべきである。

電気事業固定資産について、当該電気事業固定資産について除却損を計上し、これを損金の額に算入するためには、当該電気事業固定資産が、もはやその本来の用法に従って事業の用に供される可能性がないと客観的に認められるに至った場合であることを要するものと解すべきである。

### 3. 東京地裁の判断

電気事業会計規則上、電気事業固定資産の除却とは、既存の施設場所におけるその電気事業固定資産としての固有の用途を廃止したものをいうものと解すべきであり、本件火力発電設備が廃止され、将来再稼働の可能性がないと認められる以上、本件火力発電設備を構成する個々の電気事業固定資産についても、本件火力発電設備の廃止の時点でその固有の用途が廃止されたものと認められ、同規則にいう除却の要件を満たすことになるから、被告の主張は失当である。

本件火力発電設備の廃止の時点で、各発電設備を構成する個々の資産は、そのほとんどが、社会通念上、その本来の用法に従って事業の用に供される可能性がなかったもの、すなわち、再使用が不可能であったと認めるのが相当であるから、実際に解体済みであったものを除き、いまだその本来の用法に従って事業の用に供される可能性がないと客観的に認められるような状態には至っていなかったとする被告の主張は、採用することができない。

(税法データベース編集室 朝倉 洋子)

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判53頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。